

2026年7月

お客さま各位

大阪信用金庫

### 当座勘定規定の改定のお知らせ

平素は大阪信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、当座預金の新規口座開設受付を終了していることに加え、2026年7月31日をもって手形帳・小切手帳の発行受付を終了いたします。これに伴い、下記規定の改定を行いますので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 対象となる規定

「当座勘定規定(専用約束手形口用)」

#### 2. 改定日

令和8年8月1日

#### 3. 主な改定内容

改定後	改定前
第9条(手形用紙) (1)～(2) (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (3) (略) (4) (略)	第9条(手形用紙) (1)～(2) (略) (3)手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。 (4)専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 (5) (略) (6) (略)
第10条(手数料) <u>(削除)</u>	第10条(手数料) 前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払ってください。

#### 4. その他

「一般当座勘定規定」は2025年7月に改定済ですので、この度の改定の対象ではありません。

ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

以上